

令和5年5月8日

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

本市における今後の教育活動について

日頃より、本市学校教育へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類に移行する令和5年5月8日以降の本市における教育活動について、次のとおり見直しを行い、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- ・ 学校教育活動において、児童生徒だけでなく、教職員にもマスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握をします。(毎日の体温チェック等は不要です。)
- ・ 継続する感染予防として、適切な換気の確保、手洗いや咳エチケットの指導については実施します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「発症後、5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで」とします。
- ・ 出席停止解除後に登校する際は、発症後10日程度は、マスクの着用を推奨します。また、児童生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別や偏見がないよう適切に指導します。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校させないようお願いします。
- ・ 濃厚接触者の特定や行動制限は行いません。同居している家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患したとしても、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- ・ 感染流行時には、活動場面に応じて、「近距離」、「対面」、「大声」での会話を控えることを一時的に講じることがあります。